

おあります

第二は、その他の年金制度の改正に関する事項
であります。

すなわち、地方団体関係団体の職員の年金制度について、地方公務員共済組合制度の改正措置に

準じて所要の措置を講ずるとともに、地方議会議員共済会が支給する退職年金等につれて、その額

貢献金が下級工員賃金等にしつけられ、その額の増額改定を行うこととしております。

以上が昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等

の一部を改正する法律案の提案理由及び内容であります。

なお、本法律案については、衆議院において、施行期日について、「昭和六十年四月一日」を「公

「布の日」に改め、これに伴う所要の規定の整備を図る内容で修正可決されております。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決下さい。

○委員長(金丸三郎君) これより質疑に入りますようお願い申し上げます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○丸谷金保君 法案に入ります前に緊急な問題について、まず最初に自治大臣に御質問申し上げま

す。
一 作田、大豆は、旨教押奈問題について地方で

混乱が起きぬよう自治、法務両省の事務当局で対応へ

が、これは緊急を要する問題なので直ちに対応に応を協議したい。どうに述べております

入ったかと思うのですが、その後の対応のあり方について御報告願いたいと思います。

○國務大臣(古屋寧君) この問題は、御承知のよ
うに、自治、法務、警察、外務四省の次官等で構

成している会議がありまして、その定期会合には聞こ合いませんが、しかし去勢大臣とは御趣旨の

○丸谷金保君　対応を協議するということは、一
点は十分私からも伝えておきました。

方的に伝えるだけでなく、窓口業務その他で混乱が起きないように相談をしてもらわなきゃならないのですけれども、今のお話ですと法務大臣に

伝えておいたというだけで、対応の相談というところまではまだ入っていないわけですか。
○國務大臣(古屋宣君) もちろん法務大臣に話せば事務当局に連絡がありますので、事務当局同志で近く話し合うことと存しております。
○丸谷金保君 大臣 この問題、衆参でいろいろ質疑がありまして、私もその記録をできるだけ読ませていただきました。

結局、一番問題のは何かということ、法治國家であるから法は守らなきやならないという建前と、それから実態としてそれぞれの住民の生活を守つていかなきやならない地方自治体としての対応の苦労、ここいら辺がかみ合っていないというところが一番私は問題なんじゃないかと思うですが、衆議院で横山委員が十一項目挙げて、もしこれで証明書を出さなければこういういろんなことにについて地域に住んでいる住民が非常に困る問題があるのだ、こう言っているわけです。これは事実そのとおりだらうと思います。だから一方では、押捺しなさい、こういうことですね。しかし、それにもかかわらず押捺しない人たちという者の中には、これはもう歴史的な背景、朝鮮半島の人たちが多く日本に来られたときの状況その他、まだそういう意味での戦後が終わっていないんです。一方ではそういう問題があるので無視して、法が決まっているのだから法のとおりにやりなさいといふことだけを押しつけても、地方自治体の長はやっぱりそういうわけにいかないんです。地域住民に対して血の通った行政をやらなきやならない。そうすると、法は法だから、何でもいいからとにかく守らなきやけしからぬぞということとで、そのために一方で干ほしになつてもいいといふようなことはさせられないんです。そうですね。こことのところの食い違いがこの問題の解決をする上で一番何か抜けている点じやないか。

確かに、一般の公務員にしてみれば、自分の仕事に忠実であれば法のとおりにやれと言います。これは、それそれの今までずっとこの問題で答弁てきておる方たちは、そういう意味でとにかく

自分の仕事としてはこうやらなきやならぬといふ立場での質問に対する答弁です。そうですね。しかし大臣、それは事務の分野であつて、それだけじゃ片がつかないから政治があるんでしよう。そして、いみじくも大臣は、法務大臣とも混亂が起きないように相談すると。そうしますと、やはりそこいら辺からは政治の世界であつて、法のところやつて干ぼしになつてもいいなんということにはならないんですよ。そうでしよう。そして、いろんなことがあるのは横山委員の指摘したところに、学校の入学の問題、小学校中学校はないとしても、高校の問題からもう事細かにいろいろございますが、どうあろうと、それらを市町村長はほうつておけませんよ。そういうことが一つあるということを頭に置いて、やはりこれは政治の世界で現実的な解決をせざるを得ないと私は思つたのですが、以下それについてもう少し論評をしてみたいと思います。

まず最初に警察庁、昨日押捺拒否の二名を逮捕いたしました。梁容子それから李敬宰という人ですか、そして即日これは釈放していますね。これで私が一つ不思議に思うのは、この逮捕するということだが、逮捕される以前に各紙の朝刊あるいは早朝のテレビで報道されているんです。ということは、こういう措置をするということを事前に発表しているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(柴田善蔵君) 昨日大阪府警におきまして、御指摘の二名につきまして長期間にわたります任意捜査を推進してまいりましただけれども、どうしても再三の呼び出しにも応じないと、ことから逮捕の必要性があると認めまして、裁判官の令状を得まして逮捕いたしました。所要の捜査を遂げまして、同じ昨十二日に検察庁に送致いたしましたことはただいま御指摘のとおりでござります。

お尋ねの新聞報道の件でございますが、これは、実は先月神奈川県警で逮捕、送致いたしておりました押宿在否者につきまして、六月十日の日と爰した

警察厅が起訴をいたしたわけでございます。このことから報道関係の方方が、川崎の方も起訴になつたので大阪でも近く逮捕があるのではないかうかという認識に立たれまして取材活動をされておられたわけですが、その中で、報道側の御判断であらかじめ発表したとか、あるいは警察が漏洩をしておるところのございます。御指摘の、警察があらかじめ発表したとか、あるいは警察が漏洩したことかといったようなことはなかつたと信じております。

○丸谷金保君　報道の判断で一斉にあの報道がなされているんです。しかも、朝の六時のニュースから流れているんです。これは全く報道側の独自の判断だとすると、私は問題あると思うんです。というのは、一体警察厅の職員には守秘義務とうのはないんですか。

○政府委員(柴田善蔵君)　昨日の新聞報道ぶりを見ますと、いろんなニュアンスが新聞に多少ござりますけれども、新聞によりましては、二人について十二日朝にも出頭を求め、逮捕状を用意して事情聴取をする、あるいはまだある新聞によりますと、外国人登録法違反で逮捕する見込みであるといったような報道がなされておるわけでござります。この点につきましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり一つのきっかけは六月十日の神奈川県の起訴が引き金になつてゐると思ひます。神奈川県における事件が起訴になつたということ、大阪でも押捺拒否後相当、三年近い歳月が流れてもるものがあるが、これについても近く何か事件的な進展があるのではないかうかということと、報道関係の方が一齊に取材活動を展開された、その中でああいう報道側の判断での報道になつたものと私どもは見ておるわけでございました非常に不自然だと思つてます。拒否しているらしておるとかということはないものでございま

人たちたくさんいるんでしょう。新聞報道には、名前はまだこれは人権の面から、名前知っていたけれども書かなかつたのだと思うんですが、名前もわかつていただけなんです。しかし、明らかにそう特定できる、住所から年齢、性別まで出でています。この二人を逮捕するということ、この二人しかいないのならわかりますよ。たくさんの中からこの二人だけ逮捕するということが何にも漏れないで想像できるといふことが私はちょっと理解できないんです。そういうものでしようか。

○政府委員(柴田善蔵君) 大阪におきまして三年近い歳月が押捺拒否後流れております者はそぞろたくさんおるわけではございません。大体數名でございます。その中でこの二人につきましては間もなく三年の歳月が経過するということで、マスコミの側におきましても六月十日の神奈川の起訴後に取材に出でおりまして、中には、私たちも間もなく逮捕されるのじやないでしようかということで取材に応じた方もあるわけでございまして、そういう意味におきましては、大阪での事件に進展があると仮定すればまずこのお二人の方であろうという推理はつく形で事件は進行しておったと、このように見ております。

○丸谷金保君 それで、なぜ三年たつたら逮捕されるというふうに逮捕される側が思料するような状態、また事実も確かにもうすぐ三年切れるから逮捕した。三年たつたらどうしてやらなきゃならないんです。

○政府委員(柴田善蔵君) これは三年という段時に決定的な意味を置いているわけではございません。ただ、この押捺拒否という法律に触れる行為がどういう形で時効というものを迎えるのかと、いう点につきましては議論があるわけでござります。一つは、押捺を拒否した瞬間に時効が進み始めるという考え方でござります。もう一つは、押捺を拒否しておる限りは時効が進行しないという考え方でございまして、この両説がまだ判例その他で確立はいたしておりません。両説それぞれなりの力を持って主張をされておる状況でござい

ます。そこで、前説に立ちますと、三年がたちますと、三年がたちますと、一応時効が経過した、こういうことになりますと、裁判所等の御判断を仰ぐ場合に採用されるもののかはわかつておらないわけでござりますけれども、しかし今申しましたように両説相当な力を持つてありますと、三年の時効完成説といふものもやはり頭の中にはあるということを申し上げなきやいけないと思います。

いずれにいたしましても、犯罪が発生いたしまして相当の期間がたちつたるわけでございますので、やはりここからで締めくくるべきときが来ておるのはなからうか。そういう意味で、これまで長い間にわたりまして任意の呼び出しを何度もお願いするなど情理を尽くした捜査をしてきましたわけでございますが、やむを得ずこのような事件処置になつたもの、このように考えておる次第でございます。

○**丸谷金保君** そうしますと、法のもとになきやならないというと、三年たつたらみんな逮捕するんですね。

○**政府委員(柴田善憲君)** 捜査は御案内に一件一件が全く違う経路、帰結をたどるものでございまして、したがいまして、三年たつたら逮捕、たたなかつたらどうといったような一律にいくものではないだろうと思います。ただ、一般論的に申し上げますれば、犯罪の捜査でございますので、強制捜査による手法というものを最初から排除するといったようなものでもなからう、このように考えております。

○**丸谷金保君** でも、三年たつたら時効が完成するかもしらぬ、学説も分かれている、まだ判例は出ていない、そのために逮捕したというのでしょ。もう間近になつてしまつたから、あるいは時効が切れるかもしらぬ、そうしたら、ほかの人を排除するといつたようなものでもなからう、このように考へております。

○**政府委員(柴田善憲君)** これは事件捜査でございますので、一件一件の態様が、発生の仕方でござります。

○丸谷金保君 ちょっとおかしいのでないですか。ケースで強制によるものもあり得る。ただ、申し上げますように、強制という手法は最初から排除してかかるべきものではなからう、このようと考えておる次第でござります。

○丸谷金保君 ちょっとおかしいのでないですか。ケース・バイ・ケースがどうあると、拒んでから三年たつたら時効が発生するかもしかねないでしょ。そうしたら、三年たつてケース・バイ・ケースがどうあると三年という時間は時間なんですから、三年たつて逮捕しなければ時効完成するのを見逃すんですか。そうしたらほんのをケース・バイ・ケースによつては……。

○政府委員(柴田善蔵君) ケース・バイ・ケースと申し上げましたのは、事件の経過が事件ごとに違うさまざま推移をたどるものという意味で申し上げたわけでございまして、強制の手法によつてはどうかは、これはまた違う判断があるだらうと思ひます。

例えば今回の場合には累次にわたる出頭をお願いしていたわけなんですねけれども、ついに出頭がいただけなかつたというわけでございますが、異次にわたる出頭をお願いしている中で出頭をしていただけるようなことがあれば強制の手法によつてはいい、そういう意味で、どういう形になるかは事件ごとにやはり違つてくるであらう、このように思つておるわけでござります。

○丸谷金保君 全然御答弁納得いかないんです。ケース・バイ・ケースで数次にわたつて勧告しながらけれども応じなかつた、そうすると、勧告しなかつたものは三年たつて時効が完成するようになつても仕方がないというふうにあなたの方は言つてゐるわけですね。時効完成をフォローするために三年で切れるから逮捕していくのだということになれば、全部そういう措置とらなければ、ケース・バイ・ケースがどうあらうと押捺拒否三年。中のケース・バイ・ケースは時効に関係ないじやない

自治省に対する見解を照会された場合に、あなたたちは答えるべきではないんですよ。わしは知らないというわけにはいかぬでしょう。地方自治体に関する問題で、そういうことでもつて照会を受けた場合に答弁しなきゃならない立場のあなた方が、この場所では、法文にないから知らないと、そういうことはないんじゃないですか。

○政府委員(大林勝臣君) 現実にそういういた照会がござりますれば、通常役所の手続といたしましては、担当の法務省の方に送つて、法務省から責任ある回答をしてもらうのが通例であります。

○丸谷金保君 どうもそれは、法務省の方は担当がないから答弁できないということですが、黒木さんほどのベテランだから、僕はあなた一人来ればもう全部快刀乱麻かと思つて安心していたのだけれども、都合の悪いところはやはりちゃんと所管事項でお逃げになるんですね。

それでは、刑事局長を呼んでください。こんな程度のものを刑事局長が来なければ答弁できないと言つんだから、進まないでしよう。

○委員長(金丸三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

法の前に二十二年の特別措置法でもって外国とみなすということになつてはいるが、それが根拠だと言つから、それじゃおかしいではないか、北方四島は古来の領土だということで、例えば関税法のように特別に規定を設けて、「当分の間、外国となす。」というような特別な規定が相続税においても必要ではないか。それをなしにしておいて、二十二年のときの措置法の外國とみなすというのがそのまま生きて三十二年になりましたと言つから、それはおかしいということが一点。

その場合にはかかるべき立法措置を關稅法がやつてゐるようになきゃならぬじやないかということが一つ。

それから、二十年の八月十五日以降もまだ占領されていなかつたんです。その間の相続その他の問題についてはどうするのだ。ということは、一昨年北方領土に本籍地を移管してもらいいということで二十数件の北方四島に対する本籍地の移管がなされた、調べてみると、みんな元の自分の財産のところに出しているんです。自分たちが所有した所有権のある住所に本籍を移しているんです。北方四島に移した人は、財産権としての継続をやはりその人たちも考えてそういう形をとつてあるというふうに思料されるわけです。そうすれば、相続の問題はきちんととしておかないと将来問題が起つては困りますので御質問申し上げたので、そちら辺が法的に不備だから直すなら直すでいいんですよ。ごまかさないで……。

した財産の中で、昭和二十年八月十五日において相続税法の施行地外にあった財産等で相続の開始があつた時点では的確な財産の評価をすることが難しいと、いうものがございましたが、そういうことから、その時点で相続税を課税することが必ずしも適当でないというふうに考えられるものにつきまして、租税特別措置法の第六十九条、當時で租税特別措置法の七条でございますが、それにおきまして相続税の課税を留保するというようなシステムがとられてきたわけでございます。

このように、この特例の適用対象となる財産につきましては、相続税法の施行地外にある財産等であるということで、「在外財産等」というようなことで今規定しているわけでございますが、これが昭和二十年八月十五日以後どうなっているかと言いますと、当時におきましては、北方領土に係る相続財産につきましては旧相続税法の規定に基づきまして法施行地内の財産として処理されたと当時は考えられます。しかしながら、これらの事案につきましても当時の租税特別措置法の七条が追加されましたのでこの規定の適用が法文上有ることになつておりますて、この規定に基づいて事後的な処理がなされたものであるというふうに我々考えております。

それからもう一点答弁が漏れましたが、法施行地だといふ規定がないではないかとおっしゃつたところでござりますけれども、その規定は、実は昭和二十二年の相続税法の附則の中にございまして、この中で、「この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（政令で定める地域を除く。）に、施行する。」というふうになつておりました。そこで、「政令で定める地域」からは、御指摘がありましたような諸島あるいは沖縄とか、当時日本のいわゆる事実上行政権が及んでいなかつた部分、そういうところにつきまして施行地域からこれを外しているという法律上の措置がとられております。

で、北海道に附属する地域というふうに北方四島を規定しているんですよ。だから、おかしいじやないかと私が言っているんです。大蔵省は附属する島と認めないのがということなんです。返還要求の一番大きな柱はそこなんです。そうしたら、この前それは答えられないと言うから、よく調べて答えてくれと言ったのにまた同じ答弁でしょう。

○説明員(津野修君) この施行地域に関する第二条の規定を読んでいただきますと、「本州、北海道、四国、九州及びその附属の島(政令で定める地域を除く。)」と書いてあるわけでございます。したがいまして、この附属の島に入っていることは明らかであるからこそ政令で定める地域を除いたというふうに考える方がいいのではないかと思います。

○丸谷金保君 そうすると、そこで政令で除いてあるんですね。北方四島の各村々は行政区划としてちゃんとありますね。政令でどういうような書き方してますか。

○説明員(津野修君) 除いている当時の条文を見ますと、昭和二十一年の政令の二十二号でございますけれども、「法附則第二條の規定により、法の施行地域から除かれる地域は、左に掲げる地域とする。」ということになつておりますで、一号で北海道根室支庁管内占守郡、これはちょっと読みにくいいんです、国後郡とか丹宗郡とか択捉郡とかいろいろ書いてございます。択捉郡、色丹郡及び花咲郡歯舞村水晶島、それから多楽島、秋勇留島というようなのが一号に書いてござります。

○丸谷金保君 質問にちゃんとそれを言つてくれればいいのです。それを今まで言わないので、しかも調査をしてきてくださいといつて質問保留して、それなのに二回目のときにもそういう話言わないでしょ。一回目のときも時間がないからやめましたけれども、それが明らかになつていれば、まだもう少し調べる必要あるかもしませんよ。それでいいかどうか、後でゆっくり見せてもらいます。いらっしゃは、今度本筋也、おととこ去車

変わつて移せるようになつたんですから、移した。
調べてみると全部それがもとの自分の住所地に本籍移しているんです。それはまだみんなおれの財産だということです。あるいはおやじの財産だということです。きちんとしておかないと問題が必ず起つてくるんです。そういうことなんで、決して意地の悪い意味で聞いたんじゃないことが、まるで何かひた隠しに隠すような答弁をされるんで、非常に残念でしたか、それでわかりました。
それで、年金の問題に入らせていただきますが、私が年金のスライド条例というのをつくったんで大臣、年金の問題になるといつでも私特にスライドの問題で思い出すのですが、これは年金数理の問題なんですね。というのは、四十八年に池田町で私は給料上がりがっているけれどもスライドやつてしませんでしたから、やつたんです。このときにこの予算で支給するということです。そのとき国の方は數理の問題で随分言い合つたんです。それが依然として、この間も調べてみると、同じことがやっぱり現象としてあらわれているので、こちらを明らかにしておきたいと思うんです。

からそう簡単にスライドはできないのだと、林と
いう当時部長さんがいましたが、部長さんを中心
にしてそういうことで数理の論争をやつたんで
す。私はそのとき、あなたたちは五十五年定期制
でもって計算しているからそういうことになるの
だろうと、厚生省も同じことを言うのです。
しかし、十年を経ずして当然六十になりますよ、
六十に直して、五年間に一年ずつ上がっていくで
退職者六十という再計算をすれば全然そんなこと
にならないはずだと。この間調べてみましたら、
二十年でそんなことしたらパンクしちゃうという
のがもうそれから十数年たっているんですが、北
海道市町村共済組合の長期の積立準備金は一千億
を超えているんです。だんだんあえてるんです。
それもやっぱり今同じことを言っているんです。
今はそうかもしらぬけれども、これからだんだん
減っていくんだと、昭和四十九年から五十年のと
きも同じことを言つたんです。今もそう言つてい
るんです。
それから、厚生省は当時同じように、厚生年金
の場合でもスライドにすれば——そのときは物価
スライドだったんです。当時は物価スライドの方
が給料スライドよりも安かつたんです。物価スラ
イドをすれば二十年でパンクすると言つたんで
す。それから十二年たって、今でも厚生省また二
十年でパンクすると言つているんです。そうされ
ば、十二年前には三十年でパンクすると言わなけ
ればうそなんです。だから、このうその保険数理
の上に立つてすべての年金の論議が行われている
というところに私は一番問題があると思うんで
す。
この点について自治省は、一体これからの中年、
二十年、三十年間に地方共済組合の年金の經理が
どうなる、そういうことをきちんと踏まえて今度
の法案を出してきていいのかどうか、このことを
聞きたいのです。うそばかり言つてきたから、
私は非常に懷疑的になっているんです。
○政府委員(中島忠能君) 今先生が今度の法案
とおっしゃいますのは額の改定法のことをおっし

○丸谷金保君 はい。
やつて いるわけでござ いますか。
○政府委員(中島忠能君) 年金の将来の見通しについて御説明申し上げるときに、どういう前提でそういうことを申し上げているかということがあつた。それは一番重要なことです。その前提というのは、いろいろな経済変動がござりますのでなかなか前提の立て方は難しいのですけれども、そのときどきのいろいろな情勢を踏まえまして、まあこちらが一つの常識だらうと思うことで前提を立てさせていただいているわけでございますが、先生の今の御質問にお答えするため、ひとつ前提を立てさせていただきたいと思います。

一つは、地方公務員共済組合連合会の関係でござりますけれども、組合員数というものを昭和五十七年度末で固定さしていただきたいということですが、一つです。そして、財源率でござりますけれども、積立金を保有している間は現在の財源率で据え置く、そして積立金がなくなつた後は賦課保険料率とさせていただきたい。そして三番目の前提は、給与改定率及び年金改定率を年5%とさせていただく。積立金の運用利回りを年6・5%とさせてください。そして最後に、その他につきましては、五十九年十二月に財源率の再計算をいたしましたが、そのときの基礎率を用いていたただくとして計算いたしますと、昭和七十年には収支残が六千八百六十四億、黒字でございます。積立金は支出額に対しまして六・四倍、そのときの積立金は十五兆三千八百億ばかりといふことでござります。昭和八十年になりますと、単年度収支が昭和七十五年にマイナスになりますので昭和八十年にも当然マイナスになりますが、昭和八十年度の赤字額は一兆八千億ばかり、積立金は一兆四千億ばかりでござりますが、これは支出に対する割合として二・〇倍というふうに積立金が減つてしまつて二・〇倍というふうに積立金が減つてしまつります。

それから、先生今三十年後というふうにおつしやいましたので昭和九十年のことと申しますが、

と、昭和九十年には既に積立金もなくなります。八十四年度にゼロになりますので、先ほどの前提で申し上げますと、賦課保険料で運用せざるを得なくなるわけでござりますけれども、そのときの財源率といふものは五五・六ペーセントでございます。掛金率は二三二といふことでござります。

非常に粗っぽい御説明でござりますけれども、そういう前提で計算をしていただくと今申し上げたとおりでございます。

○丸谷金保君 それで、そのときに定年は六十で計算しているんですね。——それで保険、要するに生命保険その他のあれをちょっと取り寄せていただいてみたのです。それで問題は、一つはこの運用利回りなんです。運用利回りのとり方で保険会社なんかはもう少し上手なことを考えているから、もつとちゃんと心配なく掛金でやれるんです。しかし、それは会社と違いますから、公のものですから、全部非常にかたく抑えている。六・五というのは非常にかたい、もう定期預金の長期、要するに特別のあれくらいいなところで抑えて、貸出金利といふものから見れば随分低く抑えている。ですから、どんなに運用能力のない者が運用しても、ちゃんと運用すれば、実際にはこれよりもよくいくはずです。ただ、法律でがんじがらめで公的年金については運用を抑え込んでいるわけです。そして、起債の方に回すとか資金運用部へ回すとか、いろんなことで運用益抑えるところだけちゃんと抑え込んでおいて、そして足りなくなるかもしらぬというようなわけです。

だから、このことは民間のあるいは企業年金とかそういうものと本質的に違う性格の年金なんだからということを論議の焦点に置かないといつまでも、先行き今のような話にしかならぬわけです。今のような話にしたところで、大体二十年なり二十五年もつんです。経験からいふと、いつでもそうなんですから、そう言うのよりは余計にもつんです。そうすれば今の地方共済なんていふのは、官民格差がどうだとかどうだとかと言われなくて

も、自分たちで、しかもこれは地方の自治団体とそれから職員が積み立ててやっている年金ですか、國と一緒になり、あるいは今の年金の制度の改正の中でわざか一萬何ぼかちよつと三階分に足すのだというふうな、そんなことになつていかなくてもいい仕組みにちやんと私はなつてあると思うんです。それをなぜ自治省は地方公務員のためスライドだつて、今言つたようなことにならない声を大にして言えないのかということが不思議なんですよ。ならくなればうんと余つちゃう거든요、どうなんですか。

○政府委員(中島忠能君) いろいろな御指摘がございました。年金の専門家である丸谷先生の御意見ですから私たちも耳聴させていただいたわけでもございますけれども、例えて言いますと、今の運用利回りの話でも、長期の積立金のうちの三〇%はいわゆる貸付経理に回す、そして貸付経理から職員に安く貸し付けると、そういう仕組みになりますけれども、それは便途によつて違いますけれども、その貸付経理に対して回すときに利率ができるだけ低くしなさい、そしてその額を多くしなさいという話になりますと、どうして運用利回り全体としては抑えられてくる。こういうような結果になるわけでございますけれども、そういうことを踏まえながらも私たちといたしましては、共済組合に対し、先生の御指摘をまつまでなく、できるだけ有利に運用するようになりますかねがね申し伝えております。

今、六・五%という話を申し上げましたけれども、実際の運用利回りというのは、それはもう少しよござります。ようござりますけれども、経済変動といふものをずっと見ますと、大体六・五%ぐらいといふのがいいところだろうということです。そういう計算をさせていただいたわけでござりますけれども、私たちといたしまして、やはりどちらかとかたく見積もつていて、そして

制度の改革というものを考へていかなければならないことでございます。何も國家公務員共済に貢献するというようなわけではございませんけれども、やはり共済年金として将来の姿を考えた上で、国家公務員共済も、その間に大きな差はない、見通しが将来において大きな差はない。したがつて、やはりこの際年金制度を改革して、給付の適正化と負担の適正化といふものを図つていかなければならないだろうというのが私たちの考え方でございますけれども、こういう議論につきましては、恐らくまた落ちついたときにいろいろ先生からも御議論がござりますし、私たちの御説明もさせていただきたいというふうに思います。

○丸谷金保君 年金の問題は、また後に大きなのが来るでしょうが、今私は、せっかくこういうスライド制でこれでやつていいけるんだ。実際の運用利回りももうちょっと高いんです。資金運用部に持つていかれたり、あるいは組合員にも低利で貸すとか、あれは四分の一ですか、四分の一は低利で福祉の方へ回すというふうないろんなことをやりながらもまだ高いんですから、もう少しあるんですよ。それをもうかたくかたく見るのはいいですが、実際はもう少しくいくのだと、立ちはますと、現行で三十年もつんです。少なくとも二十五年、三十年先までもてば、そんなに心配しなくてもいいんじゃないですか。だから、今こらへしなきゃならぬというようなことにはならない。私は国家公務員の方も同じだと思うんです。

大臣、これはお願ひします。今の国家公務員、地方公務員は、守秘義務初め職務専念義務、いろいろたくさんあります。一般的の会社勤めの人と違いますよ。ところが、今何か官民格差で国家公務員や地方公務員の年金がえらい高いようなことを悪いように言われているんです。私はどこへ行つてもとんでもないということを言つているんで

思うのは、会社勤めの人はうんともうかつたら自分たちも重役になつて、えらい給料もらつたり、財産も残せる期待可能性のある職場で働いているんです。たまたまそうならない人もいるけれども、細川隆元なんというのがあれども、なる人もいるんですが、公務員の場合それがどうなる人もあるんですが、公務員の場合そういう人が私たちの考え方でございますけれども、こそ私はけしからぬと思っているんです、何にもわかつてない。あいうことをのうのうと言わうのが私たちの考え方でございますけれども、こういう腹が立つんです。みんな一生懸命やつてあるんで

すから当然だということで大臣頑張つていただきたいと思います。どうですか。

○國務大臣(古屋寧吉君) 今先生から専門的見地からお話しになりましたが、私もやはり地方公務員の現在の制度、これは頑張つていかなきゃならぬということは私もそういうように考えております。

率直に言いまして、国家公務員の方、人の方のことと言つてあれでございますが、国鉄を含む地方公務員にはそういう批判は出ておりませんし、また

先生のおっしゃったような意見もありますので、今後地方公務員制度を維持するあるいは地方共済を維持する点につきましては、私も今の御意見どおり進んでまいるよう努力をいたします。

○丸谷金保君 これでいいんですが、今国鉄言われたのちよつと言つておかなきゃならないんで

すが、世界じゅうで一本のレールの上にこれだけ汽車を走らせて、時間どおり走つてゐるところな

いんですよ。だから、国鉄の職員だつて非常に優秀なんです。経営者が悪いだけなんです。経営者を任命しているのは政府なんですから、国鉄が悪

いということは政府が悪いということで、職員が悪いのじゃないんで、そういうすりかえはひとつやらないようにお願いしたい。国家公務員の方だけ

つかしながら、あくまで刑訴法が言つておりますのは、おおよそ犯罪があるということがわかつた場合には告発してくださいというところではございませんで、職務を遂行するに当たつて犯罪があるということがわかつたときというふうに解釈でござりますので、そういたしますと、地方公共団体の窓口で行われている事務にいたしましても個人的に行つてはいるという事務ではないだらうと思いますし、それは一定の組織の中で、それぞれの組織における組織運営と申しますか、事務の分掌のやり方にのつとつた形で行われているのだらうと思ひます。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。

先生ただいま御指摘のとおり、この公務員がだれを指すのかという点については解釈上若干難しい面があるかと思ひます。ただ、一般的に地方公

共団体の場合、その首長だけが義務があるのだと

いうふうには必ずしも言えないのではないだらうかと思われます。

しかししながら、あくまで刑訴法が言つておりますのは、おおよそ犯罪があるということがわかつた場合には告発してくださいというところではございませんで、職務を遂行するに当たつて犯罪があ

るということがわかつたときというふうに解釈でござりますので、そういたしますと、地方公共団体の窓口で行われている事務にいたしましても個人的

に行つてはいるという事務ではないだらうと思いま

すし、それは一定の組織の中で、それぞれの組織

における組織運営と申しますか、事務の分掌のやり方にのつとつた形で行われているのだらうと思ひます。

そしてまた、例えはある一定の事態、本件の場合は指紋押捺を拒否するという事態が生じた場合に果たしてそれをどう取り扱うかという事態にな

りますと、まさに窓口で直接対している職員が直ちに、はい、わかりました、そうですかといふ

ことではなくて、その事態をしかるべき上司に御報告があるので、それで御理解いただけます。

反する事態が生じたのかどうかということが確定

するのかも知れませんけれども、御意見の点はよくわかりました。

○丸谷金保君 法務省おいでなつておりますの

で、元へ戻してお聞きしますが、刑訴法の二百三十九条の二項の告発義務の問題ですが、ここに言

いますと、長の承認なくして業務上のそういう

ことはできることになつてゐるんです。そうす

ると、ここで言う公務員というのはいわゆる長を

指すというふうに理解していいかどうか、こうい

うことなんですね。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。

先生ただいま御指摘のとおり、この公務員がだ

れを指すのかという点については解釈上若干難し

い面があるかと思ひます。ただ、一般的に地方公

共団体の場合、その首長だけが義務があるのだと

いうふうには必ずしも言えないのではないだらう

かと思われます。

しかししながら、あくまで刑訴法が言つておりますのは、おおよそ犯罪があるということがわかつた場合には告発してくださいというところではござ

いませんで、職務を遂行するに当たつて犯罪があ

るということがわかつたときというふうに解釈でござりますので、そういたしますと、地方公共団体の

窓口で行われている事務にいたしましても個人的

に行つてはいるという事務ではないだらうと思いま

すし、それは一定の組織の中で、それぞれの組織

における組織運営と申しますか、事務の分掌のやり方にのつとつた形で行われているのだらうと思ひます。

そしてまた、例えはある一定の事態、本件の場

合は指紋押捺を拒否するという事態が生じた場合に果たしてそれをどう取り扱うかという事態にな

りますと、まさに窓口で直接対している職員が直ちに、はい、わかりました、そうですかといふ

ことではなくて、その事態をしかるべき上司に御報告があるので、それで御理解いただけます。

反する事態が生じたのかどうかということが確定

されていく行政上の一宗の作用があるだらうと思うわけです。そうした場合に、その行政事務の責任のある方、つまり最終的にその事態を確定したという段階での責任者に第一義的には告発の義務が生ずるというふうに考えるのが自然ではないかと思うわけでございます。

もちろん、先生御指摘のとおり、各市町村において最終的責任者はその首長でございますから、その首長の判断においてその事態を確定したということになりますれば、その首長にその義務が生ずるということになると思いますけれども、そのあたりは、義務がこの公務員にはあってこの公務員にはないということでは必ずしも明確には分けられない面があるのでないかと思うわけです。

しかしながら、逆に先生の御心配の点があると思いますが、全く窓口の職員がみずから判断で物事を処理しているわけでは恐らくないと思いますし、特にそういう異常事態が生じた場合といふのは、しかるべき上司に御相談をなさった上でその事態を確定するわけでございますので、そういう事態が生じたその責任者に義務が生ずるというふうにお考えいただければいいと思います。

○丸谷金保君 質問にお答えを願いたいんです。

これは本当にいつも思うんですが、私は今おたくには指紋押捺の件について聞いているのではありません。いいですか。刑訴法の法文解釈を聞いているのに、何で指紋押捺の答弁をしなければならぬのです。そういうことで持ち時間がなくなってしまうんだ。そうするとまた次の機会にやらざるを得ないんで、これで済ませませんから、どんな委員会にも出てきてこれはやります。というのは、そういう答弁で終わってしまうと、皆さんの方は必ずするすると長くさえやって時間さえ来ればそれでおしまいだという気になるけれども、これは私はやはり国会としてはいけないと思つてゐるんです。それでおしまいにするものだから、聞かれないことでも長々と曲げて答弁するということになるのです。そういう点では一般的に私は聞い

たので、押捺のことを聞いたのじゃないんです。

そういう一般論で言いますと、例えば窓口の職員は補助職員なんです。補助職員というのは長の命令によって仕事をしているんです。委任事務といえども法務省の命令によってやつてやつてゐるわけではありません。首長が自分で全部できれば一人でやつてもいいんです。できないから補助職員を使つてゐるので、補助職員に告発義務があるかないかということなんですね。

○説明員(原田明夫君)

お答えが、登録課長から

のお話でここへ参りましたものでございますので、大変失礼いたしました。

一般論としてお答え申し上げます。

補助職員にあるかないかという形での一般的にお答えするのは大変難しいかと思いますけれども、それなりにその行政府におきまして定められました事務分掌及びその権限の委任のさまざまのあり方の中で行政事務が処理されていくわけでございますので、その個々の事務の取り扱いの責任者が第一義的な義務が生ずるというふうに考えるのが妥当ではないかと考えます。

○丸谷金保君 事務分掌の問題は、これは管理職のところまでなんです。事務分掌はあっても、これは全部一応管理職のところまで上がっての決裁ですから、あとは事務分掌で長がそれぞれに委譲しているのに、何で指紋押捺の答弁をしなければならないのです。そういうことで持ち時間がなくなります。そういうことで持ち時間がなくなりますから、私はそのまま出てきてこれはやります。というのは、そんな委員会にも出てきてこれはやります。というのは、そういう答弁で終わってしまうと、皆さんの方は必ずするすると長くさえやって時間さえ来ればそれでおしまいだという気になるけれども、これ

ですが、大臣も自治大臣として地方公共団体の現場で混乱が起きないよう御心配になつておるようですが、これは七月がもう目前です

で会問題になるのじゃないかと心配をしておりまつた、翻つてこれが外交問題にも発展すれば、これは大変なことになりますが、自治大臣として混乱が起きないようにするというのにはどうしたらいいとお考えになつているのか、その辺何かお考えがありましたらお示しいただきたいんです。

○國務大臣(古屋君)

私としては、この間からお話をされていますように、窓口において混乱という

ことについては非常に自治省として強い関心を持

つておる次第でございます。でございますので、先ほど黒木君も言いましたが、混乱のないよう

に関係者の理解と協力を得る努力をもつと法務省の

段階もしなきゃならぬということです。でございますので、その個々の事務の取り扱いの責任者

が妥当ではないかと考えます。

○中野明君

事務分掌の問題は、これは管理職

のところまでなんです。事務分掌はあっても、こ

れは全部一応管理職のところまで上がっての決裁

ですから、あとは事務分掌で長がそれぞれに委譲

して、ここまでおまえのところでやれという決

裁を与えているのです。しかし、私の知る範囲で、

告発義務まで事務分掌の中でそれぞれの所管にお

ろして、新しく掛金の率、負担金の率が決められ

て、今回からは連合会を単位として計算をするこ

とがなつたようですが、非常に今回の結果として

五回目の再計算が行われたわけですが、その結果

として、新しく掛金の率、負担金の率が決められ

て、今回からは連合会を単位として計算をするこ

とがなつたようですが、非常に今回の結果として

前回に比べたならば引き上げ率が三一%から三七%

%というふうで、前々回等は大変な大幅な引き上

げになつてゐるんですが、今回このような大幅な

引き上げをせざるを得なかつたその要因といいま

すか、それはどういうふうに理解したらよろしい

んですか。

○政府委員(中島忠能君)

二二つ申し上げて御説

明したらしいのじゃないかと思います。

一つは、平均余命というのが非常に長くなつて

ります。今のところは、やはりそういう混乱のないようにできるだけ法務省に指導を再三お願いするということが一番私はなすべき仕事ではないかと思っておりまして、御承知のように、数市において最終的責任者はその首長でございますから、その首長の判断においてその事態を確定したといふことはありますけれども、その首長にその義務が生ずるということになると思ひますけれども、そのあたりは、義務がこの公務員にはあってこの公務員にはないということでは必ずしも明確には分けられない面があるのでないかと思うわけです。

しかしながら、逆に先生の御心配の点があると思ひますが、全く窓口の職員がみずから判断で物事を処理しているわけでは恐らくないと思ひますし、特にそういう異常事態が生じた場合といふのは、しかるべき上司に御相談をなさつた上でその事態を確定するわけでございますので、そういう事態が生じたその責任者に義務が生ずるというふうにお考えいただければいいと思います。

以上でございます。

○丸谷金保君 質問にお答えを願いたいんです。

これは本当にいつも思うんですが、私は今おたくには指紋押捺の件について聞いているのではありません。いいですか。刑訴法の法文解釈を聞いているのに、何で指紋押捺の答弁をしなければならないのです。そういうことで持ち時間がなくなります。そういうことで持ち時間がなくなりますから、私はそのまま出てきてこれはやります。というのは、そんな委員会にも出てきてこれはやります。というのは、そういう答弁で終わってしまうと、皆さんの方は必ずするすると長くさえやって時間さえ来ればそれでおしまいだという気になるけれども、これ

は手早い問題ではないかと思つております。

〔委員長退席、理事岩上二郎君着席〕

ただ、先生御承知のように、この問題は今に始まつた問題でなくて、大変難しい問題ございます。本委員会でもたびたびお話しになりましたように、長年日本における方、自分の意思によらないで日本に来て、ただ外国人でありますがために外国人人と同じような扱い方、外国人平等に指紋とりやつておりますので、また相手方もそういうような日本人もとつておりますので、そういう点の問題につきまして中長期的には私もいろいろ考えてお

きておりますので、年金の受給期間というのがそれにつれて長くなっているということで、年金費用の増加というものがやはりございました。

〔理事岩上二郎君退席、委員長着席〕

それともう一つは、積立金の不足ということがございます。

なぜ積立金が不足するかということなんですが、給与改定が行われますと現職の公務員の給与が上がる、現職の公務員の給与が上がると積立金の不足というものが現在もう既にござります。

ということはその方が将来おやめになつたときの年金額がそれだけ高くなるということですから、それに見合う積立金が当然必要になりますが、その積立金というものは財源率の再計算の前にはございません。したがって、そういう意味における積立金の不足がある。また、給与の改定がありますと、今回お願いしておりますように、年金額も改定されますが、やはり積立金に響いてくるというところでございます。

それから、積立金が不足するもう一つの理由は、これはちょっと専門的な話になりますけれども、財源率を計算しますときに、平準保険料方式といふものを採用しております。それで出てきた数字というものに対しまして修正率の八〇%というのを掛けております。そうしますと、それだけ積立金が不足するということに相なるわけでございませんけれども、それが響いてきておるということでお話をなりましたように相当な引き上げになつたということでございます。

整理して申し上げますと、そういうような御説明ができるかと思います。

○中野明君 そうしますと、私ども、丸谷先生をおつしやつておりますことを含めまして、次回の再計算のときには今の御説明でございますと、とても三〇%などでは済まないような大幅な引き上げになるという心配を私なりにするのですが、その点はどうなんでしょう。

○政府委員(中島忠能君) 次回といいますとまた五十九年から数えて五年後といふのが通常でございますけれども、仮にその財源率の再計算が現

行制度のままに行われるという前提に立ちますと、先ほど御説明さしていただきましたが、平準保険料方式で算出しました数字に八〇%の修正率を昨年の十二月に掛けておりますので、その分の積立金の不足というのが現在もう既にござります。それが一つと、五十九年の財源率の再計算を行いました場合には五十八年度末の計算を基準時点にして計算したわけでござりますけれども、その後給与の改定が行われまして、やはり積立金の不足というのかその面からも生じてきておりまます。また、年金の成熟化というのが毎年毎年進展しておりますし、そういうことを考えますと、相当な財源率の引き上げというのが現行制度のまではやはり議論されなければならないだろうと思ひます。

ただ、余分な話かもわかりませんけれども、今回別途案を提出いたしまして、これは丸谷先生にしかられるかもわかりませんけれども、給付標準の適正化といふものを國にしながら現役の負担といふものをそれだけ抑えていこうじゃないかといふことを考えておりますので、そういう面を勘案いたしましたと、現行制度のままの財源率といふものに対しまして若干上げ幅が少なくなるよう別途案が用意されておるというふうに御理解いただきたいと思います。

○中野明君 そうしますと、今のお話にもありますけれども、それが響いてきておるということでお話をなりましたように相当な引き上げになつたということでございます。

○中野明君 そうしますと、今のお話にもありますけれども、それが響いてきておるということでお話をなりましたように相当な引き上げになつたということです。

○中野明君 そうしますと、今のお話にもありますけれども、それが響いてきておるということでお話をなりましたように相当な引き上げになつたということです。

○中野明君 先ほど丸谷委員もお話をありましたように、公務員は公務員としてのそれだけのいろいろの制約の中で一生懸命に仕事をしているわけですから、私どものこういう意見というのも一応考慮の中に入れておいてもらつて、ただ、ほんの人が言うのなら我々も幾らかは理解できるのです。

○中野明君 そうしますと、今のお話にもありますけれども、自治省の方としてそういう面に消極的におなりになつているということは、何かしら応慮の中に入れておいてもらつて、ただ、ほんの人が言うのなら我々も幾らかは理解できるのですけれども、自治省の方としてそういう面に消極的におなりになつているということは、何かしら応慮の中に入れておいてもらつて、ただ、ほんの人が言うのなら我々も幾らかは理解できるのですけれども、それは第三者の発言ならばごもつともだといふふうに私も聞きますけれども、やはりしゃつておる意味は全然わからぬことはありますけれども、それは第三者的発言ならばごもつともだといふふうに私も聞きますけれども、やはり地方公務員の仕事の状況なりあるいは責任のある方といいますか、そういうことについて一番よく御承知ですか、なるだけそういう人の立場に立つて物事を考えていただいて、主張すべきときが

せていたましたが、現行制度のままで先ほど申し上げました前提で計算さしていただきますと、昭和七十年半ばに収支が赤字に転落する、八年半ばに積立金がなくなるということで、積立金がなくなるまでもたせば、それは二十五年もつじやないかという話になりますが、その後が実は賦課保険料方式になりますと、昭和八十五年ごろに現役の公務員といふのが大変な負担をしなきやならない、それでないと共済制度といふのが維持できなくなるということころに問題があるわけでござりますので、一気にそこまでの引き上げというのは恐らく非常に無理があろうから、今から徐々に制度を改正して、大きな船を若干の時間かけておりますし、そういうことを考えますと、相当な財源率の引き上げというのが現行制度のまではやはり議論されなければならないだろうと思ひます。

ただ、公務員の共済年金と厚生年金というものの現実の受給額というのを比べてみると、公務員の共済年金の方が若干多くございます。したがいまして、一人一人の受給者の受給する公務員の年金額の中に、あるいは民間のサラリーマンの厚生年金の中に公的負担分が幾ら入っているのだろうかというサイドからもよくがめてみる必要があります。そうしますと、公務員の共済年金の方が若干高いことも影響いたしますと、それぞれの受給者一人当たりのサイドから見ますと、公的負担と年金の改訂じゃないだろうかというふうに私たちは認識しておるわけでござります。

○中野明君 結局問題は、今お答えになつていよいよ、現行制度の公的負担といふものをそのままおられるからなんで、厚生年金よりもまだ公的負担が少ないという、こういう実情から考えます。やはりそういう面も考慮に入れて、今までおられるからなんで、厚生年金よりもまだ公的負担が少ないと、こういう面も考慮に入れて、今から徐々に制度を改正して、大きな船を若干の時間かけておられますと、公務員の共済年金を受けている人一人当たりの方が若干まだ高うございます。したがいまして、そういうサイドからは新たな官民格差論というのが出てくるわけでござりますけれども、やはりいろいろな立場からの議論といふものを踏まえながらながらがめました場合に、一五・八五というのをこの際積極的に改正しなければならないといふことを考えておりますので、そういう面を勘案いたしましたと、現行制度のままの財源率といふものに対しまして若干上げ幅が少くなるよう別途案が用意されておるというふうに御理解いただきたいと思います。

○中野明君 そうしますと、今のお話にもありますけれども、国家財政が好転した時点ではそういうことをやはり要素に入れて、今は国財政がこんなときですから、なかなか今すぐ言い出すのは大変なことなんでしようけれども、国家財政が好転した時点ではそういうことをやはり要素に入れておかないとならぬのじゃないか。これはプラス要素になってきますけれども、その辺はどうお考えになつていますか。

○政府委員(中島忠能君) 先生のお話になつておられますのは、厚生年金の場合には公的負担が二〇%じゃないか、公務員の場合には一五・八五%じゃないか、その差があるじゃないかといふお話を恐らくしておられるのだと思います。そういうお話を恐らくしておられるのだと思います。そういう御指摘というのは、当委員会においても昨年も一年もいただいております。私はそういう指摘をいただくたびに御説明させていただいておるのですが、そういうサイドからの議論というのはそういうサイドからの議論として私たちは

来たら主張していただきたいな、こういう願望も込めて申し上げているわけです。

それから、先ほど少し答弁が出ておりましたが、この年金財政の将来についてこの際もう一度お尋ねをしておきたいんですが、連合会とそれから公立学校共済と警察共済の三者について当該年度の収支がマイナスになつたりあるいは年度末積立金がなくなる。というようなことを試算されているということが伝えられておりますが、改めてもう一度この三者について御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(中島忠能君) そういう見通しを申し上げるときにまた重複することになりますが、正確を期するために前提を置かしていただきたいと思います。

一つは、五十七年度末の組合員数で一定にさしていただきたい。二番目は、給与改定率と年金改定率を毎年5%というふうにしたい。三番目は、運用利回りというものを6・5%にしたい。そして四番目は財源率の話ですが、現行財源率で据え置きました、積立金がなくなつた後は賦課保険料率でいきたい。そして最後でございますけれども、五十九年十二月の財源率再計算に用いた基礎率といものを用いさせていただきたいということで計算いたしますと、連合会の場合でございますけれども、単年度収支がマイナスになるのは七十五年度でございます。そして、積立金がゼロになるのは八十四年度でございます。積立金がゼロになった後の賦課保険料でピークとなる年度は昭和九十三年度の五六四・一パーセントでござります。

公立学校共済でございますが、同じように単年度収支がマイナスになるのは七十二年度、積立金がゼロとなるのは八十三年度、そして賦課保険料率でピークとなるのは昭和百年度の五三三・五パーセントでございます。

警察共済でございますが、単年度収支がマイナスになるのは七八八年度、積立金がゼロになるのは八十六年度、そして賦課保険料率でピークにな

るのは昭和九十五年度の六七〇・七ペーミルといふことで今計算しております。

○中野明君 前提があるからこれは一概に言えないと私は思いますが、わかりました。

それで、昨年も私が尋ねをしたんですが、この

公立学校共済と警察共済の連合会への加入の問題ですが、これは前向きに話し合うということにお答えが出たように私思つておりますが、その後の状態はどういう見通しを持っておられるのか、どういうお話し合いになつてているのか、その辺を

○政府委員(中島忠能君) 昨年当委員会で御指摘いただきまして、それぞれの共済組合を所管しております警視庁、文部省の方に話しました。警

察廳の方からは現在前向きな回答が返ってきております。しかしいまして、連合会の加入というの

は基本的に問題がないというふうに心得ております。ただ、学校共済の方を所管しておる文部省の御返事では、なお関係者との間の調整に時間

を要しておるということござりますので、精力的にやつていただくよう再びお願いしておる現状でございます。両共済組合におきましてそれぞれこの一年間努力していただいたというふうに我々認識しておりますけれども、なお文部省の方には重ねて努力方をこれからも要請していかなきやならないなというふうに思います。

○中野明君 非常に高年齢、いわゆる老齢化時代

といふものに入ることによって、年金の一元化と

いうのが御案内のように大変な課題になつてしまつた後、賦課保険料でピークとなる年度は昭和九

十三年度の五六四・一パーセントでござります。

公立学校共済が連合会か

一ミルでございます。

警察共済でございますが、単年度収支がマイナ

スになるのは七八八年度、積立金がゼロになるの

は八十六年度、そして賦課保険料率でピークにな

る。そういうことで、この問題につきましては早い機会にまず連合会に一本になれるように格段の努力をお願いしたいと思いますが、これは大臣からこの問題についてお答えを聞いて次に移りたいと思ひます。

○国務大臣(古屋亨君) 今のお話の問題につきましては、公務員部長が申しましたように、警察につきましては大体私ども近く一緒になれるという感じを持っております。ただ、文部省関係におきまして、これはいろいろ中の関係もありましてもうしばらく待つてもらいたいということです。

○政府委員(中島忠能君) 昨年当委員会で御指摘いただきまして、それぞれの共済組合を所管しております警視庁、文部省の方に話しました。警

察廳の方からは現在前向きな回答が返ってきております。しかしいまして、連合会の加入というの

は基本的に問題がないというふうに心得ております。ただ、学校共済の方を所管しておる文部省の御返事では、なお関係者との間の調整に時間

を要しておるということござりますので、精力的にやつていただくよう再びお願いしておる現状でございます。両共済組合におきましてそれぞれこの一年間努力していただいたというふうに我々認識しておりますけれども、なお文部省の方には重ねて努力方をこれからも要請していかなきやならないなというふうに思います。

○中野明君 次は、行革特例法の関連でお尋ねをいたいんですが、行革特例法関連で国の負担分の四分の一がカットされた。この措置は三年で終わる予定だったのですが、本年の補助金特別委員会でも議論しましたが、さらに一年延ばされました。それで、そういたしますと六十年度、本年度までのこの四年間でどれだけのカットになるのか。まずその辺からお答えいただきたい。

○説明員(小村武君) 行革特例法のときも再三お約束をいたしましたのですが、将来の年金財政の安定を損なわないよう、国の財政状況を勘案し

てできるだけ速やかに返済に着手するということを申し上げておりまして、今回の延長に際しても

その方針は何ら変更はないということございま

す。ただ、残念ながら具体的にいつ、どういう方

法でそれを返済をするかということにつきましては、今後の財政状況等も勘案しなきゃいかぬとい

うことで、具体的に段階で申し上げる状況に至つていいというふうに思ひます。

○中野明君 そうしますと、これは今後を見てみ

なきやわからぬ、ということで絶えずあいまいな

状態なんですが、どうなんでしょう。一定のやは

り目標を決めて、そしてそれに向かって最大限の

努力をなさっていくというのが、まあカットとい

った方針で臨んだわけでございますが、残念な

がら財政状況というのはその後も厳しいということ

とで、さらに一年延長させていただいたわけでござります。

○中野明君 その中で、いわゆる地方公務員の共

済の主体として直接負担している部分として四年間で一兆二百十八億円ということになつております。

した数字の中には地方公務員共済の金額が入っていますが、国庫負担ベースで地方公務員共済についての削減額は二百七十一億円でございま

した。そこで申しますと、年金財政安定のためには非常に心配をしておるのですが、国の財政再建というものが立ちおくれてなかなか大変な状況になつてゐるんです。行革特例法のときにも、いう感じを持っております。ただ、文部省関係におきまして、これはいろいろ中の関係もありましてもうしばらく待つてもらいたいということです。

○中野明君 そうしますと、年金財政安定のためには非常に心配をしておるのですが、國の財政再建といふものが立ちおくれてなかなか大変な状況になつてゐるんです。行革特例法のときにも、いう感じを持っております。ただ、文部省関係におきまして、これはいろいろ中の関係もありましてもうしばらく待つてもらいたいこと

です。

○中野明君 そうしますと、年金財政安定のためには非常に心配をしておるのですが、國の財

政再建といふものが立ちおくれてなかなか大変な状況になつてゐるんです。行革特例法のときにも、いう感じを持っております。ただ、文部省関係におきまして、これはいろいろ中の関係もありましてもうしばらく待つてもらいたいこと

です。

○説明員(小村武君) 行革特例法のときも再三お約束をいたしましたのですが、将来の年金財政の安定を損なわないよう、国の財政状況を勘案し

てできるだけ速やかに返済に着手するということを申し上げておりまして、今回の延長に際しても

その方針は何ら変更はないということございま

す。ただ、残念ながら具体的にいつ、どういう方

法でそれを返済をするかということにつきましては、今後の財政状況等も勘案しなきゃいかぬとい

うことで、具体的に段階で申し上げる状況に至つていいというふうに思ひます。

○中野明君 そうしますと、これは今後を見てみ

なきやわからぬ、ということで絶えずあいまいな

状態なんですが、どうなんでしょう。一定のやは

り目標を決めて、そしてそれに向かって最大限の

努力をなさっていくというのが、まあカットとい

った方針で臨んだわけでございますが、残念な

がら財政状況というのはその後も厳しいこと

とで、さらに一年延長させていただいたわけでござります。

○中野明君 その中で、いわゆる地方公務員の共

済の主体として直接負担している部分として四年間で一兆二百十八億円ということになつております。

で、大体の見通しというのはどうなんですか。国の財政再建といいますか、赤字国債を脱却するとかいうような見通しを持つておられるが、それに合わせてお考えになつておられるんですか。

○説明員（小村武君）　ただいま申し上げましたように、大変残念なことでございますが、具体的にその返済の期日、方法等について現在お約束ができるないということをございます。

国債をもう発行せぬでいいようになった時点とか、何か一つのものがなかつたら、このままでいたら大蔵省が、もう何もかも済んでしまつて、これなら大丈夫ですというところだつたら、これはいつになるやらわからぬ。そんなつもりで革特例法をつくったのじゃないと、私どもは審議をしてそう理解をしております。

す。長期給付に関する事業の財政の安定が損なわ
れないよう、そこを一つのめどといたしまして
国家公務員共済とも連携しながら大蔵省と相談
まして適切に対処してまいりたいと思っていま
す。大体、今のめどはそういうことかと私考えて
おります。

族年金でも控除される。年金権がなくなるまでこれがずっと続くという問題で、ずっとこの委員会でも追及してきたわけです。これが第一例です。

第二の例は、これは大正六年生まれで六十六歳です。地共済の組合員になったのは三十九年一月で、退職は五十三年三月三十一日です。三十五年に退職一時金として十四万四千四百八十九円であった。退職してから五十九年、去年の三月まで

国債をもう発行せぬでもいいようになつた時点とか、何か一つのものがなかつたら、このままでいたら大蔵省が、もう何もかも済んでしまつて、これなら大丈夫ですとということだったら、これはいつになるやらわからぬ。そんなりで行革条例法をつくったのじゃないと、私どもは審議を通してそう理解をしております。

要するに、わかりやすく言えば、國が苦しいから元金も一時貸しておいてください、立てかえておいてください、必ず元利を含めてお払いして年金の会計に御迷惑をかけないようになつますといふことなんですが、それが歯どめがなくなつて、いつかということがわからぬということになると、これはしまいにはもう取られたなりで終わりになるのじゃないかという不安も出てきますし、その辺を大蔵省としてもかつたり何か一つの日安をつくって、これができたときは返しますと、それぐらいのことは詰めてもらわぬといかねし、自治省の方としてもそういう点をただ大蔵の言いなりで、大蔵省がまだだめです、当分だめですといふようなことでするする一寸延ばしにいかれたのでは、それこそ年金を預かっている者としてもこれは大変なことで、その辺はぜひ両省の話し合いで、何か一つの目安といいますか、めどをつけないと、今の御答弁では大臣とか局長と違うんすから答えにくいのかもしれませんけれども、何かのめどをつくつてもらわないと取られつ放しで、それこそもうこれはいよいよ國がだめですからこらえてくださいと、いうようなことになつたらえらいことになります。その辺をぜひこの話し合いで、日安をつくらせるよう努力をしてもらいたいと、こう思うんですが、大臣いかがですか。

○國務大臣(古屋亨君) 公的負担の削減分の取り扱いがござりますが、今大蔵省の方から非常に財政の苦しい状況の説明がありました。貸しておるというか、融通している私の方の立場といったましても、これは無期限にいつまでもというわけにもいきませんし、将来における地方公務員共済組合の長期給付に支障が生じては大変でござります。

す。長期給付に関する事業の財政の安定が損なわ
れないよう、そこを一つのめどといたしまして、
国家公務員共済とも連携しながら大蔵省と相談し
まして適切に対処してまいりたいと思つていま
す。大体、今のめどはそういうことかと私考えて
おります。

○中野明君 終わります。

○神谷信之助君 きょうは二つの問題をお尋ねし
たいと思います。

一つの問題は、既給一時金控除にかかる問題
で、この問題は五十三年の八十四国会以来、たび
たび当委員会で取り上げてきたわけですが、いよ
いよ解決のめどがつきそだだということなんで、
ひとつ具体的にどういうようにお考えのかとい
うことをお聞きをしたい、こういうように思いま
す。

それで、話をわかりやすくするために、自治省
の方に三つの事例をお示しをして試算をお願いを
いたしました。それについて、まず御報告をして
いただきたいと思うんです。

まず事例の一つは、これは京都府職員の事例で
すが、三つピックアップしたのですが、事例の一
つとしては明治三十九年生まれで現在七十九歳で
すか、三十四年の七月に地共済の組合員になつて
いる。退職は三十八年の七月です。この人が昭和
二十六年の三月五日に、雇いから吏員になつたと
きに退職一時金として一万九千八百四十五円、当
時もらいました。それから退職後、この一万九千
八百四十五円もつたために三年前の五十七年三
月末現在で十八年七ヵ月ですが、年金の總支給額
が千八十二万三千六百八十九円に対して、總控除
額、いわゆる控除された分は二百六十九万七千六
十四円、こういう状況になつております。だから、
なおずっと続くという状態であったわけです。そ
れで、こういった問題が、これは単に生きている
間だけではなしに、その本人が亡くなつても、遺

族年金でも控除される。年金権がなくなるまでこれがずっと続くという問題で、ずっとこの委員会でも追及してきたわけです。これが第一例です。第二の例は、これは大正六年生まれで六十六歳です。地共済の組合員になったのは三十九年十一月で、退職は五十三年三月三十一日です。三十五年に退職、時金として十四万四千四百八十九円もらった。退職してから五十九年、去年の三月までで年金の総額は千百四十一万九千六百五十円であります。が、控除されたのは既にもう百五十四万三千六百九十八円。これは十四万四千元もらって百五十四万円、十倍以上もう既に控除をされています。

第三の事例は、大正十四年生まれの人で五十九歳。三十六年の二月に地共済の組合員になって、五十七年の三月末で退職をしています。したがって、五十七年の四月から五十九年の三月末までで、もらった年金額は三百五十九万九千八百二十五円。控除された額は九十五万二千三百七十四円と、いうことになっています。これも同じように、ふう既に三倍近くの金を返済をしているわけですがれども、これが続く。

こういった問題を今まで何回も取り上げて、また附帯決議にもなってきたのですけれども、いよいよ解決の方向が出てきたというのですが、大体具体的に解決の方法はどういう方法をとろうとしておるのか。それで、今申し上げた三つの事例で、具体的にどうなるのか、この二点について、まずお答えいただきたいと思います。

○政府委員(中島忠能君) 私も公務員部長になりました。地方行政委員会の速記録を読ませていただきました。そのたびに、神谷先生からこの問題を見ると既給一時金の文字が消えないような感じが実はしております。

私も今度、年金制度の大改革をやるというので、こういう問題も解決できないかと、うとうとも、の共済担当の課長を初め、みんないろいろ努力いたしました。そのため、神谷先生からこの問題を見ると既給一時金の文字が消えないような感じ

わけですけれども、先生のお気に入るかお気に入らないかは別にいたしまして、御説明させていただきますが、今までのようになりで控除するということじやなくして、もった一時金に対して利子をつけて、それをとにかくこれから返還していくだこうじゃないかということを考えております。
具体的な内容につきましては、後ほどまた先生からも御質問あるでしょうから、その都度お答え申し上げたいと思ひますけれども、今先生から提示がございました三つのケースについてこういうふうになるということにつきましては、若干技術的な問題もございますので、課長から説明させていただかたいと思います。

一日から施行いたしますとしますならば、既にもう二十年間既給一時金控除を受けておられます。したがいまして、ケース一の方は返還額なしでそれ以降控除なしの年金額が受けられる、こういうことになつてまいります。

それから、ケース二の方でございますが、ケース二の方は恐らく府の雇用人か何かじやなかつたのかと思うでございますが、私どもこの資料で想像いたします限りのことしかお答えできませんけれども、そういうことを前提に仮に計算をいたしますと、三十四万八千七百七八円をお返しいただければよろしい、こういうことになつてきま

て改革をしていくと、ということにいたしておりますので、過去についてさかのぼることはできないと私はども考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 それは一番初め五十三年、當時に質問をしたときには、大体今のような高齢化社会というのを予想していなかつたんですよ。公務員は退職してから大体ほとんど、運が悪いというのをわかりませんが、十年以内ぐらいで亡くなつて死んでいます。したがつて、その辺をめどに置いたこの一時金控除の制度だった。それが寿命がだんだん延びてきたのでそういう矛盾が起つてきましたというのが当時の説明ですよ。

本来から言うたら、例えばこの人の場合ですと

○政府委員(中島忠能君) この既給一時金控除の問題というのは、実はいろいろな立場からのいろいろな意見がござります。先生が今返還させるのは筋が通らぬじゃないかという話がございましたが、この問題を考えるときは筋が一本だと考えずに、二本も三本もあるのだというふうに考えなければ、実はこういう解決案は出でこなかつたというふうに私は思います。

とともにこの既給一時金の控除というのは、先生に申し上げるのは駅逕に説法でございますけれども、一時金をおもらいになつたときにその当時の法令で現在の控除方法というのがもう決められ

〔説明員 桜本英昭君〕 先生御指摘のケースにつきまして具体的に御説明をさせていただきたいと思いますが、先生の御指摘のケースはいずれも既裁定の年金でございまして、既に一定期間の既給一時金控除を受けているものでございます。今から年金権が発生いたします方につきましては、受けられましたいわゆる退職一時金、その額に受けられましてから施行日までの金利をつけましてお返しいただければ将来にわたつて既給一時金控除というのは行わない、こういう制度でござい

ケース三の方は若干新法期間も入っておりますので、同じような前提で計算させていただきますと、九十三万九千五百三十九円をお返しいただければよろしい、こういうことでござります。ただ、ただいま申し上げましたのは、いずれも先生からいただきました資料で、かなりの仮定を置いて計算をいたしておりますので、さよう御理解を賜ればありがたいと思っております。
○神谷信之助君 個々の例ではいろいろさらに複雑な条件がありますから、概算してもらったので御苦労かけたと思います。

一萬九千円もらって、大体十年ぐらいで例えば五分五厘なら五分五厘の利子つけて、これは公企体の場合五分五厘でしたから、だから同じようになりますのだろうと思うので、五分五厘の利子つけて十年なら十年でこれだけ返したらよろしいという返すべき定額を決めて、そしてやる、こういう措置を早くやれば早くやつただけ年金財政の負担も少なくて済んで、そしてこういう矛盾をしたといふか、不合理な状態というのを解消できたと私は思うのだけれども、それを現在の退職後の余命といいますか、そこら辺から二十年というのを考え

ておつて、それを御存じの上で一時金をおもらいになつたわけでござりますから、今までいいじゃないかという人に言わせますと、もうとにかく改正する必要ないじやないかという議論も実はあつたわけでございます。そういう議論もあつた中で、私たちの方のスタッフがいろいろ努力をしてこういう回答案というものを用意させていたいたわけでございますから、先生が今おつしやいます議論というのは一つの議論として私もよくわかりますけれども、やはりこの問題を解決するときの一つの妥協的な考え方といいますか、私た

ただ、ただいま御指摘になりましたケースはいずれも既裁定年金でございますので、今回の制度改正は施行日以降、将来にわたって改善をするということでござります。ただ、それをそのままいたしますと、それぞれ相当の期間既給一時金控除を受けておられますので、既に既給一時金控除を受けられました期間に合理的な割り落としをする意味で、大体平均の受給期間を二十年と考えまして、その二十年の割合に応じてその返還額を割り落とす、こういうようなことをいたしておるわけでござります。

幾つか聞いていきたいんですが、まずケース一の点で、そういう一時金控除の問題の解決の新しい方法を施行するまで二十年を超えてずっと控除されるということになりますね。二十年もう既に超えているわけですから、ケース一の場合は三十八年の七月にやめておられますから、五十八年の七月以降というのは、言うたら、今の解決方法でいうと二十年を超えるわけですから、それで超えた分といふのは返してもらえるのかどうか、これいなかがですか。

出されたのだろうと思うのだけれども、現在この瞬間で、二十年過ぎてもまだ返していかなければならぬ。そして、新しい制度に移行したら、これから先は改善をして二十年で定期で切りますよ、この分もらうまでの人は二十年過ぎようがちゃんと控除しますよと、これは余りにもちょっと筋が通らぬ。自分が退職金渡して、それは返してもらおうんだ、こう言うて、それの方は利子つけて計算をしておいて、今度自分が取り過ぎた分については利子どころの騒ぎじゃない、その取り過ぎた分も返さぬ。お上というのはえらい勝手気

ちのお示ししているのも一つの筋だというふうにやつぱりお考えいただかなければならぬのじやないかと、いう感じがいたします。

○神谷信之助君 二つも三つも筋があつたら、それを前提での回答ですから、どうにもこうにもならぬですがね。

解説方法というの、もう當時から私は何遍も繰り返し、一定のところで切つて利子なら利子をつけて計算定額にしてしまふ、以後の発生をしないうにする以外にないということで、以後の発生をしない、というのは、あれは五十六年でしたか

ただいまお示しになりました例で申し上げさせ
ていただきますと、ケース一のこの方は既に昭和
三十八年七月に御退職なさっておりまして、この
改革法が仮に通りまして予定どおり六十一年四月

たように、今回のこの既給一時金控除の制度の改革は、全体の共済年金制度の改革がいわゆる給付水準の適正化等を行なうところとしてございまして、そういうものとの関連において将来に向かって

ままたなのやと、こういう感じがする。さつきの中野先生じやないが、大蔵省に貸したら損になるかわからぬといいうようなことになるので、ちょっと余りにもひどいじやないかと思うんですが、こ

五十七年でしたが、なくなりました。だから、今日現在では新たなそういう発生はなくなっています。その点はもういいのですけれども、それまでの人が今言つたように矛盾が起るんです。

新しい制度に変わるとときに若干の矛盾が起ることはわかるのだけれども、例えばケース一の場合でいくと、ざっと粗計算、今的方法で計算すると、元金で約八十万円ぐらいは返してもらうといふ計算になります。それから、その次ですが、額が決まるとき、これから後払っていく場合ですが、ケース二の場合は約三十五万、それからケース三の場合は約九十四万ですが、これを一遍でそれなら返しましょうという場合と、それから分割方式がありますね。それで分割の場合は、公企体の場合はもう年金額の二分の一を限度として返済をするというようになつてましたと思うのですが、今度の場合ははどういうことになりますか。

○説明員(松本英昭君) 私どもの今回の制度も同様でございまして、二分の一を限度内としております。ただ、ただいまのように、既裁定の方につきましては、今回そういうふうに制度改革をいたしますと、従来差し引かれておられました分の既給一時金の額がふえてまいります。ふえてまいりまして、従前額が保障されているその従前額までの範囲内で順次引いていく、こういうことになりますか。

○神谷信之助君 従前額というのはもらった年金か。そのときの新しい制度に移行したときの年金額の二分の一という意味ですか、どういう意味でですか。

○説明員(松本英昭君) 若干違いまして、新しい制度になつてしまりますと、一般の既裁定の方についていわゆる通年ルール裁定がえというのをやります。もちろん、現在から通年ルールを適用されていらっしゃいます方は何ら措置はございませんが、一般ルールの方は裁定がえをいたします。そして従前額を保障することになりますので、裁定がえをいたしました年金額に既給一時金控除をしない分が重なるわけでございます。そのプラスになりまして従前額より超えましたその従前額の限度で順次控除していくと、こういう格好になりますかと思います。

○神谷信之助君 例えば既裁定の人は一定部分を

控除されていますから、残っている額というのはその分だけ減っていますから割合に返しやすい状況ができると思うのだけれども、今度、未裁定の場合になると、大体昭和二十六年ぐらいから三十六年ぐらいにかけてもった人が多いのだけれども、この辺になると、五分五厘の利子をつけると相当の額になってしまいますね。これを大体今までらう年金額の二分の一を上限として返すとすれば、大体の見込みとしては何年ぐらいで返せるであろうか。一時金を一遍に返すのは別にして、月割りで返すという人は、それはどういう見通しになりますか。

○説明員(松本英昭君)　ただいま具体的に、今回の制度改正後の年金額と絡んでまいりますので、先生がおっしゃいましたようにその二分の一の限度内で返しますと何年かかるかということは直ちにお答えできませんが、例えば今度裁定がえの年金額が二百万というのでござりますれば、その金利をつけました額が百万返していくだけと、こういふとになれば半分ですから二年で済むと、こういうことになります。

それから、ちょっと先ほどの御答弁申し上げました中で私がそういうふうになろうかと思いますと申し上げましたのは、これらの事項につきましては政令にゆだねておることでございまして、政令の改正につきましてはまだ関係省庁の間で協議が必要でございますので、それを前提にお受け取りいただきたいと思います。

○神谷信之助君　今の政令にゆだねておる分といふのは、上限二分の一とか五分五厘とかそういう部分ですか、その辺ちょっと。

○説明員(松本英昭君)　二分の一は法律に書いてございます。ただ、利率の五分五厘とか從前額保険との関係とか、その辺が政令にゆだねておりまして、さようお受け取りいただきたいと思います。

○神谷信之助君　これは大体、今の方法をずっと聞いておりますと、本来、年金制度のそういう改悪、我々は改悪と呼んでいる、それを待た

ぬでも回答を見ていると、結果を見てみると、や
ろうと思つたら今までやれたのじやないかとい
う感を強くるんです。だから、問題になつたと
きに、さつき冒頭に申し上げましたように、早く
やつておればそれだけ年金財政への影響も少なく
て済んだし、それから年金受給者にも負担をかけ
ずに済んだ。この辺は私は、自治省だけで単独で
決められない、難関の大蔵省も抱えての話だから
困難であつたろうと思ひけれども、その点では強
い不満を持つつているわけです。したがつて、從前
額との関係とか利率の関係とか、まだ協議の内容
となつておるようですがけれども、やはりこれだけ
迷惑といいますか、不満を与えてきたわけですか
ら、年金受給者にとって少しでもやはり有利にな
るように最大限の努力をしてもらいたいと思いま
す。

もしこれをもらつたらこれだけは引かれますよ
と、こうやつて言うと公務員部長は言ひられども、
そんなことを説明した人は一人もありませんよ。
ぱつともうのだから、もらい放しで引かれると
いうようなこと夢にも思わない、やめてみて初め
てわかるんだから。

それから、市町村の場合はまた選択ができるわ
けでしよう。特にそれにしてもそういう説明を
していいのが多いです。ほんとです。だから、
前にも一遍やりましたけれども、その点では、そ
ういうのは法律では手続上はそうなつておつ
ても、実際には現場では徹底していかつた。我々
の方ももらえるものはもらつた方がいい、いつ死
ぬのやらわからぬのだと、こうなりますから、
それもそう。だから、それは冷たい苛酷な役人の
答弁でぐあいが悪いと思う。だから、これから後
のまだ折衝の残つてゐる部分については、先ほど
も言いましたように、年金受給者にとってできる
だけ有利なよう努力してもらいたい。これは公
務員部長特にお願いしておきたいと思うんです
が、いかがですか。

もござりますので、政令を制定するときには先生の御議論も踏まえまして、政令の制定というものに当たつてしまひたいというふうに思います。

○神谷信之助君 次の問題にいきますが、次の問題は最低保障額の問題なんです。これは年金の受給者の中で最低保障の適用数というのはどのくらいのペーセントかということをお知らせいただきたいと思うのですが、これは市町村職員ですね、京都府の府下の市町村共済の方の調査をしてもらつたんですが、五十四年度末が年金受給者数が二千四十三人でしたが、五年後の五十九年度末、去年の年度末で三千七十四人になつてふえていました。最低保障の適用数は五十四年度は二百人、それが五十九年度末が三百八十人と九・八%から一・二・四%にふえているんです。なぜふえているのだろうかと見てみますと、いわゆる退職年金はパーセントとしては横ばいになるんです。五十四年度末が二・三一%ですが、五十九年度末は二・二八%だから、横ばいというか、若干減ってはきています。

問題は遺族年金で、大体妻が中心になつているんですが、五十四年度末で二百十八人が全適用者ですが、そのうち最低保障をもらっているのが六十四人で二九・四%です。それが五十九年度末になりますと五百九人になりまして、最低保障の方が二百二十二人、四三・六%です。したがって、五十九年度末の最低保障適用数が三百八十人ですから、その大部分が遺族年金になつてきているという状況があります。全国的な平均の状況と比べて、何か京都の方は最低保障給の適用者が多いよう伺つていますが、こういう点、どういう状況でしょうか。

○説明員(松本英昭君) まず全体的なお話をの方から先にさせていただいて、あと市町村の部分をちょっと申し上げさせていただきたいと思いますが、全体的には、先生今御指摘のように、退職年金は年金受給者六十九万九千三百四十六人に対して約一%、七千百六十七人でございます。遺族年金はそれに対しまして十五万七千二百七十三

人の二八・一%、四万四千二百四十五人でござります。ただ、市町村共済、今先生市町村の方をおつしやいましたので市町村の方について申し上げますと、確かに遺族年金の最低保障を受けておられます方が、これはペーセンテージでだけしかりょと資料を出しておらないのでございますが、四六・七%になっています。

○神谷信之助君 これは、府県の職員の賃金水準と市町村職員の賃金水準の差がここに出てきているわけです。したがって、賃金格差、府県庁と市町村でこれだけ大きく違っているという状況がわかるのです。

そこで、そういうように最低保障給しかもらっていないという人がこれだけふえているのに、今

回人事院勧告よりもはるかに値切って三・四%しか上がりぬ、昨年は人勧が六・四七%に対して二

%アップにすぎなかつたし、一昨年は見送りによつて凍結、こうなっていますから、単純に合わせますと、三年間の年金の引き上げは五・四%とい

うことですから、物価の上昇率にも大きく差があつている状況です。

だから、勤めているときにも大変な低賃金だったし、退職をしてからも、あるいは亡くなつた遺族に対する年金の保障額も同じよう、とりわけこういう最低のところが非常に苦しい状況になつて深刻になつてきているというのが実は実態で、毎年のようにその陳情といいますか、要望を受けているわけです。平均の方はそやつてアップして、最低保障給も今度三・四%と大体アップになつてしまふけれども、上薄下厚といいますか、下の底辺をいかに上げていくかといふことを、これからやる場合に十分念頭に置いてやつてもらいたいということをお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 最低保障の話というのはよく話が出てまいります。私たちもそのたびに非常に苦しい答弁といいますか、苦しい胸のうちを御説明申し上げているわけでござりますけれども、現在の年金の計算システムというもののから

いいまして、まことにやむを得ない状況だという

ふうに説明させていただいているわけでございますけれども、ただ、これにつきましては厚生年金、恩給との関連において毎年アップというのが決まつてまいりますので、先生のお話というのはお話を聞いて私たちもよく理解し、そういう心を持って

年金の仕事に当たつていかなければならぬと思

いますけれども、現在の制度というの中にお

いてはまことにやむを得ない、私たちも非常につ

らい御説明をさせていただいておるわけでござい

ます。ただ、先生のせつかくのお話でございます

ので、そういうことを胸に置きながらこれからも

私たちは仕事をさせていただきたいと思ひます。

○神谷信之助君 では終わります。

○委員長(金丸三郎君) 他に御意見もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(金丸三郎君) 私たちは仕事をさせていたいと思います。

○神谷信之助君 では終わります。

○委員長(金丸三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。

○神谷信之助君 それでは、これより討論に入ります。

○委員長(金丸三郎君) 御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○委員長(金丸三郎君) それでは、これより採決に入ります。

○委員長(金丸三郎君) 本件は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(金丸三郎君) 本件は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(金丸三郎君) 本件は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。

になつています。

これでは年金生活者の生活はますます苦しくな

らざるを得ません。まして最低保障額の年金受給者にとって、事態は一層深刻であります。

この際、年金生活者の生活を保障するために、

せめて人事院勧告並みに六・四%程度の引き上げを行なべきであることを主張して、私の反対討論を行ないます。

○委員長(金丸三郎君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(金丸三郎君) それで、これより採決に入ります。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員長(金丸三郎君) 本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(金丸三郎君) それで、本件は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(金丸三郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

第十五号中止誤		第十六号中止誤	
ページ	段行	ページ	段行
六	四二	六	四二
一	四	一	四
などは	などは	などの	などの

内観		内簡	
三	二二	三	二二
から	から	から	から
評価変え	評価変え	評価がえ	評価がえ
仕末	仕末	始末	始末

第十七号中止誤	
ページ	段行
七	二四
一	一五
二	二五
二	二六

正	誤	誤	誤
御指摘	御指摘	御指摘	御指摘
致達	到達	到達	到達
法案は	法案は	法案は	法案は

昭和六十年六月二十六日印刷

昭和六十年六月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局